

議案第 55 号

協定項目 21 - 5 環境関係事業の取扱いについて（その3）

環境関係事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 6 月 29 日提出

富山地域合併協議会
会長 森 雅 志

環境関係事業の取扱いについて（その3）

環境関係事業については、別紙のとおり調整する。

No.	事務事業名	現 況						調整方針	
		富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村		細入村
1	集団回収活動 推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 登録業者 20社 協力団体への報奨金 4円/kg 回収業者への報奨金 0.5円/kg (雑誌のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 登録業者 1社 協力団体への報奨金 7円/kg 回収業者への報奨金 各団体から支払 	<ul style="list-style-type: none"> 登録業者 なし 協力団体への報奨費 7円/kg 回収業者への報奨費 各団体から支払 	<ul style="list-style-type: none"> 登録業者 4社 協力団体への報奨費 5円/kg 回収業者への報奨費 3円/kg 	<ul style="list-style-type: none"> 登録業者 3社 協力団体への報奨費 4円/kg 回収業者への報奨費 3.5円/kg (雑誌のみ) 	該当なし	該当なし	合併時に、富山市の例により調整する。
2	し尿処理収集 体制	財富山市生活環境サービ スへ委託	許可業者 1社	許可業者 2社	八尾衛生へ委託	許可業者2社 ※婦中町衛生センターか ら中央衛生処理組合への 運搬業務は委託	許可業者 1社	許可業者 1社	現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。なお、浄化槽汚泥も同様の取扱いとする。
3	浄化槽清掃業 の許可	・許可期限：1年	・許可期限：2年	・許可期限：2年	・許可期限：2年	・許可期限：2年	・許可期限：1年	・許可期限：2年	合併時に、4町及び細入村の例により統合する。